

〇〇自治会規約（案）

令和 年 月 日施行

（名称）

第 1 条 この自治会の名称は、〇〇自治会（以下「本自治会」という。）と称し、主たる事務所を〇〇集会所に置く。

（区域）

第 2 条 本自治会の区域は、関田、横塚地区（以下、自治会区域）とする。

（会員）

第 3 条 本自治会の会員は、自治会区域に住所を有する世帯をもって構成する。

（目的）

第 4 条 本自治会は、会員相互の連携と親睦を深め、安全、安心な地域づくりのため、活動することを目的とする。

（事業）

第 5 条 本自治会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）本自治会の会員の相互扶助に関すること。
- （2）自治会区域の環境美化活動に関すること。
- （3）本自治会の防災に関すること。
- （4）その他、目的の達成のために必要なこと。

（役員の種類）

第 6 条 本自治会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1 名
- （2）副会長 1 名
- （3）副会長（会計兼務） 1 名
- （4）班長 各班 1 名
- （5）監事 1 名

（役員を選任）

第 7 条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 班長は各班の会員の中から、互選により選出する。

3 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼職することはできない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は本自治会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は本自治会の会計事務を処理する。
- (4) 班長は、会務を分担する。また、各班の会員との連絡調整を行う。
- (5) 監事は、本自治会の会計事務及び業務執行について監査を行い、総会にて報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会で報告することとし、報告のため必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、以下のとおりとする。

- (1) 会長 年
- (2) 副会長 年
- (3) 会計 年
- (4) 班長 年
- (5) 監事 年

(総会構成)

第10条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年〇月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第1項第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、

会議の○日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数)

第15条 総会は、全会員の分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第17条 会員は、1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状及び書面表決書を提出した会員を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第20条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

(役員会の招集)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第22条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経費)

第23条 本自治会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第24条 本自治会の会費は、1世帯あたり月額〇円とする。

(会計年度)

第25条 本自治会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。